

ベトナム法整備支援案件について

JICA産業開発・公共政策部

ガバナンスグループ 法・司法チーム

松 戸 綾 乃

ベトナムでは、1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行が進められており、様々な開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の構築が急務でした。1990年代に入り、ベトナムは各国政府や国際機関の協力を得ながら法整備を進めていましたが、市場経済化に対応する法整備及び法律に精通した人材育成の必要が生じました。

このような背景を踏まえ、ベトナムでは、1996年から法整備支援を開始しました。協力は法令起草支援と社会調査から始まり、その後、法令の整備が進むにつれて、これを運用する人材の育成が重要であることから、司法を担う人材の育成も協力の一つの主要な要素となりました。また、2000年代になると中央のみならず地方機関も対象とし、パイロット地区における実務から得られた教訓等を中央機関にフィードバックしたうえで、組織やルールの整備並びに法曹人材育成に反映するという協力体制を構築しました。

実施中の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）」（2015年度-2019年度）では、司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会の5機関をカウンターパート（C/P）機関として、民法典を始めとする民商事法の起草支援、各機関の人材育成、また本プロジェクトからの新しい取組として、司法省と首相府との協力を基盤として、法令間の整合性の確保という活動を行っています。その他、最高人民裁判所とは、判例制度、争訟原則、家庭裁判所の運営等をテーマとした活動、最高人民検察院とは改正刑事訴訟法や刑事捜査機関組織法等に係る活動、ベトナム弁護士連合会とは弁護士マニュアルの作成や当番弁護士制度導入に関する活動等を行っています。

なかでも中心となってきたのは、民法典の起草支援に関する活動です。民法典に関する活動は、ベトナムへの法整備支援の初期から取り組んでおり、2005年の改正民法と、本プロジェクトにおける2015年改正民法の双方に、JICAの法整備支援は協力を行ってきました。

また最近では、2015年改正民法を踏まえ、財産登記法の起草や関連する制度づくりに関する協力も始めており、ハノイにて司法省担保登録取引局等を対象として、日本の登記制度等を紹介するセミナーも実施しました。財産登記に関する法令の整備は、取引の安全及び活性化にとって重要であり、市場経済化の後押しをするだけでなく、関係法令間の整合性確保を促すことになり、JICAのベトナムに対する法整備支援の目的にも資する取組みと言えます。

ベトナムの法整備支援は1996年に開始され、20年以上続いてきました。その間にベトナムの司法関係機関の能力も向上したことから、プロジェクトはいま、ベトナム側の自助

努力を更に促進していくための転換期にあります。つまり、ベトナム自身が自立的に進めることが可能な活動も増えてきていることから、これまでの法制度全体を支える協力から、より的を絞った協力とする必要とされています。

ベトナム C/P の能力の向上は、出張時や C/P が日本に研修に来る際など、様々な側面で窺えます。出張時に参加した C/P との合同で実施する会合は、よく準備された会場と資料のもと開催されており、整った会場に、ベトナムという国の底力を見る気がしました。一方で会場の整然とした様子とは対照的に、おそらく能力の高まりを源泉として、熱く、時に厳しい議論が交わされることもあり、チャレンジングな場面もありますが、それも 20 年間続いてきた協力の成果の表れの一つではないかと感じています。

また、20 年間の協力のなかで、多くの司法関係機関・部署とのつながりが構築されており、本プロジェクトの C/P は 5 機関と言いつつも、実態としてはそれ以上の C/P を有するような感覚があります。JICA の法整備支援案件のなかで最も長い歴史を持つベトナム案件においては、現場の活動の全体像や関係機関の把握のみでも重量感がありますが、C/P の能力の向上に反映されている協力の成熟を背景に、今後どのように協力の焦点を絞っていくかが、ベトナムに対する法整備支援に提示された新たなチャレンジだと考えています。ベトナムの更なる自立発展性を支えるため、20 年を経たベトナム法整備支援の転換点に相応しい方向性を見出すべく、これからも熱い議論を続けていきたいと思います。